

## 決済用預金（無利息型普通預金）

- 1.（普通預金に関する非付利特約）  
決済用預金をお申込いただいた普通預金（総合口座取引における普通預金を含みます。）につきましては、普通預金規定（または総合口座取引規定）および別途お申込をいただいた各サービス規定における利息に係る規定にかかわらず、預金利息は付利しないものといたします。
- 2.（既存の普通預金より決済用預金へ変更する際の取扱）
  - (1) 未払い利息の清算  
お取扱日に未払いの普通預金利息がある場合は、その利息を清算し当該普通預金にご入金いたします。
  - (2) 総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息  
総合口座の貸越利息およびカードローン貸越利息は、お取扱変更時には清算いたしません。
- 3.（既存の決済用預金より普通預金へ変更する際の取扱）  
お取扱日より普通預金規定により普通預金利息を付利いたします。
- 4.（規定の適用）  
利息に係る規定以外につきましては、普通預金規定（または総合口座取引規定）および各サービス規定により取扱います。
- 5.（規定の変更）
  - (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
  - (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。
- 6.（その他）  
本預金につきましては、金融情勢の変化により、本預金口座の管理に係る手数料、口座変更に係る手数料が必要となる場合がございます。

以上